



北海道 鷹栖町 (たかすちょう)



1. 農業分野の働き方改革・農業集落の再生

《目指す姿》

- ・ **農業分野における多様な働き方改革**による半農半X的ワークスタイル・ライフスタイルの実現
- ・ 「農」の魅力と立地優位性（都市機能隣接型の農村地帯）を生かした **移住促進と「農」でつながるコミュニティ**の維持・活性化

《現状》

- ・ 離農者の農地は、近隣の農業者に集約される一方、離農者の住宅・宅地及びそれに隣接する小規模農地※は、活用されないまま、浮いている状態。

※いわゆる「宅地畑」。概ね10～20a（1,000～2,000㎡）

- ・ 移住希望者には、生活の便のよさを求めつつも、豊かな自然の中で質を重視した暮らしを実現したいというニーズがある。

《制度上の隘路》

① 農地法上の隘路（新規取得の障壁）

「『農地』とは、耕作の目的に供される土地」（農地法第2条第1項）とされ、「『耕作の目的に供される土地』には、現に耕作されている土地のほか、（略）（休耕地、不耕作地）も含まれる」（「農地法関係事務に係る処理基準について」農林事務次官通知）。しかし、農地の新規取得は、全部効率利用要件を満たさなければ※、許可されない（農地法第3条第2項）。※「農地及び採草放牧地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められない場合」

全部効率利用要件の判断基準として、「近傍の自然的条件及び利用上の条件が類似している農地等の生産性と比較して判断する」（「農地法関係事務に係る処理基準について」）とされている。この点について、鷹栖町内の宅地畑は、傾斜、土性等の自然的条件や農地へのアクセス等の利用上の条件が不利な耕作不適地ではない。

このため、移住希望者は、離農者の住宅・宅地は取得できても、宅地畑（農地）については、一部を適正管理までで留めることはできず、全部効率利用要件を満たし耕作しなければ取得できない。

② 都市計画法上の隘路（住宅取得・建替等の障壁）

市街化調整区域で、農家（家庭菜園等生業として行うものではないと認められるものは該当しない）の居宅の建築に係る開発行為は許可不要だが、農家以外の場合は許可を受けなければならない（都市計画法第29条第1項）。

《提案》

①農地法第3条第2項（農地の取得要件のうち、全部効率利用要件）の緩和

旧農家住宅とそれに隣接する宅地畑とを一体的に取得しようとする場合については、農業委員会が、その裁量により、全部効率利用要件を満たさない場合であっても、農地法3条1項の許可をできることとする。

②都市計画法第29条第1項第2号のみなし適用

前項の特例により旧農家住宅とそれに隣接する宅地畑を一体として取得する者については、「家庭菜園等生業として行うものではないと認められるもの」であっても、都市計画法第29条第1項第2号に規定される「これらの業務（農業、林業若しくは漁業）を営む者」とみなし、同条に規定される開発行為の許可を不要とする。

《効果》

- ・移住希望者の希望に応じた農地利用の可能化

移住者が、半農半Xなど自らのワークスタイルやライフスタイルに見合う形で野菜等の栽培（耕作）をしながら、耕作をしない宅地畑の部分については東屋（可動性のあるもの）などを設けた庭や子どもの遊び場として利用。

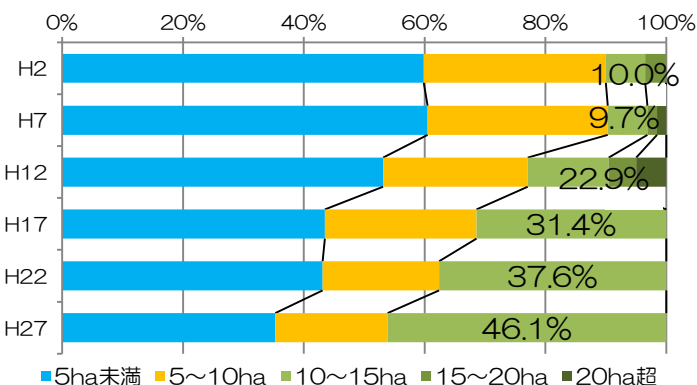
→ 農業への多様なかかわり方・多様な働き方の実現により、高齢者や女性の労働参加率の向上に寄与

- ・農村部の空家・宅地畑の資産価値・魅力を高め、流動化を促進

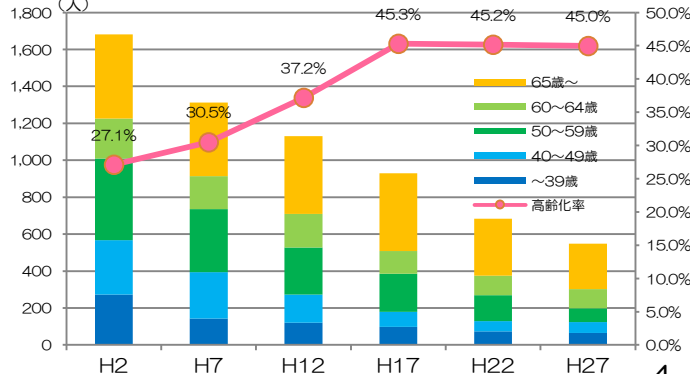
住人の確保により、空家や農地の荒廃を防ぎ、周辺の耕作農地に対して良好な環境を維持

- ・移住者が、農地をもち、ゆるやかながらも農にかかわることで、「農」を通じた地域住民のつながりを築き、農村部の地域コミュニティを維持・活性化。農業の担い手確保の呼び水効果の発揮

経営規模別農家戸数割合（農林業センサス）



年齢階層別農業従事者数・高齢化率（農林業センサス）



2. 地域活性化・雇用創出 ～「農」の魅力を生かした交流拠点創出

《目指す姿》

- ・「北海道の農・鷹栖町の農」の魅力を活かした交流拠点の創出による**地域活性化・雇用創出**

《現状》

- ・旭川圏への観光客は増加傾向が続く一方で、観光資源となりうる農村部の既存ストック（遊休状態の家屋や農村資源等）が未活用。

※旭川地区の観光客は増加傾向にあり、夏季（4～10月）の客室稼働率は、102.7%。

《制度上の隘路》

- ・「地域農畜産物利用促進事業」や「国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業」に係る建築物を建築する場合、市街化調整区域内では、都市計画法第29条第1項第2号の許可不要な開発行為には該当せず、開発行為の許可を受けなければならない（都市計画法第29条第1項）。

《提案》

- ・「地域農畜産物利用促進事業」及び「国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業」の適用と併せ、
- ・市街化調整区域において、農用地区域における農業用施設として農業者が設置・管理する、“製造・加工施設”及び“販売施設”、「地域農畜産物利用促進事業」による“農家レストラン”並びに「国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業」により農業者自らが運営する民泊施設の建築に係る開発行為を、都市計画法第29条第1項第2号の「農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物」に係る開発行為として、許可不要とする。

《効果》

※ この特例と併せて、全国措置された「農業法人経営多角化等促進事業」等の他の制度も一体的に活用することで6次産業化や農・商工連携を促進。

- ・農業者の6次産業化や農業関連産業の活性化により、雇用を創出。農家所得の拡大に寄与。
- ・「農」の魅力を活かした観光拠点を創出。旭川を中心とする観光ルートの魅力をもさらに向上させ、圏域全体の交流人口の拡大・経済活性化に寄与。
- ・中古住宅や空家、遊休状態の施設等の既存ストックの活用により、初期コストを引き下げ、参入促進。

3. 農政新時代 ～ブランド化と生産性向上による農業の国際競争力強化

《目指す姿》

- ・農業の大規模化と質の維持・向上の両立による、農産品の**ブランド化の推進**と**農業生産性の向上**

《現状》

- ・離農者の農地の引受により、1戸当たり耕作面積が拡大。ICTの活用等による農作業の効率化が課題。
- ・ICTを活用した無人小型機による大規模圃場の水稻生産管理システムは、本格的な実用化に向けてデータ蓄積が進められているが、この技術開発の場として、鷹栖町の大規模圃場は適地。

《制度上の隘路》

- ・圃場面積及び物件（電線・電柱や道路を走行する自動車等）との距離を考慮すると、農薬散布以外でも、圃場上を小型無人機を飛行させる際には、国土交通大臣の承認を受ける必要（航空法第132条の2）。
- ・国土交通大臣の承認申請は、緊急の場合を除き飛行開始予定日の10開庁日前までに行うこととされ、承認の有効期間は3カ月（継続的飛行は最大1年）となっている。また、書面審査によるため、実際の操縦者の知識・技能のレベルや機体の状態等を十分に確認できない可能性が排除されない。

※「利活用と技術開発のロードマップと制度設計に関する論点整理」（平成28年4月28日、小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会）において、「国による規制は必要かつ合理的なものに限定し、制度の運用に当たっても、民間企業や団体の創意工夫、能力を最大限活用していくことを目指すべき」とされ、「『機体の認証』や『操縦者の資格』については、その対象、手法、基準、実施の主体等について検討を進めるべきである」と指摘されている。

《提案》

- ・民間団体による、操縦者の知識・技能の**確認（免許制）**を受け、かつ、機体の機能・性能の**確認（登録制）**を受けた場合には、**航空法132条の2に係る承認申請手続に関して、審査にかかる期間の短縮と承認有効期間の延長、申請書類の簡略化**を行う。
- ・**特定実験試験局制度の特例措置の適用**

《効果》

- ・スマート農業（ICTの活用）化の普及促進により、農作業の効率化。ブランド化の推進と農業生産性の向上が実現。**農業の国際競争力の強化**に相当程度寄与。
- ・実証実験を、プロセスに応じて迅速に行える制度的基盤を整備することで、水稻の生育の時機を逸さずにデータ蓄積等が可能化。**技術開発を促進。**

4. 介護離職ゼロ ～高齢者も家族も安心できる介護基盤の整備

《目指す姿》

- ・ **高齢者が安心**して暮らせ、要介護者の家族が仕事等と介護との両立に悩まずに活躍できる基盤づくりによる**介護離職ゼロ**
- ・ 潜在的保育士に就業の選択肢を提示することによる**労働力参加率の向上**

《現状》

- ・ 鷹栖町の平成27年時点の高齢化率は30.2%。25年後（52年）には、42.6%（12.4pt増）となる見込みであり、このような人口構造下では現役世代の労働力が家族介護に奪われることによる経済社会への影響は甚大。
- ・ 旭川圏域における保育士の資格を有する求職者数は113人。そのうち43人（38.0%）は保育士の職を希望していない。（平成27年4月時点）
- ・ 介護福祉士国家試験の受験資格を得るためには、①実務経験ルート（実務経験3年以上＋実務者研修＋介護職員初任者研修等の修了）、②福祉系高校ルート、③養成施設ルートのいずれかに該当する必要がある（社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項）。

※上記の受験資格を満たした上で、介護福祉士国家試験に合格しなければ、介護福祉士の資格は得られない。

- ・ 現行でも“養成施設ルート”で介護福祉士試験を受験する場合、指定保育士養成施設の卒業者が、介護福祉士養成施設の養成課程で学ぶ場合には一部科目の履修免除措置あり（1,800時間→1,155時間）。

《制度的隘路》

- ・ 実務経験ルートにおいて、保育士が、知的障害児施設等での実務経験はカウントされるが、保育施設での実務経験はカウントされない。

《提案》

- ・ 介護福祉士国家試験を、実務経験ルートの受験資格により受験する場合に、その実務経験（3年以上）について、受験資格となる施設・事業に保育士が認可保育所において業務に従事した経験を加える特例を設け、その特例を利用して介護福祉士試験に合格した場合には、地域限定の介護福祉士として認定。また、地域限定の介護福祉士としての実務経験を一定年数経た場合には、通常の介護福祉士として認定。

《効果》

- ・ 保育士資格を保有しながらも保育の現場から離れている者が、新たに介護福祉の現場でも活躍できる選択肢を設けることで、介護の担い手のすそ野を拡大。**労働参加率の向上**など一億総活躍社会の実現に相当程度寄与するとともに、介護基盤の強化により**介護離職ゼロ**に寄与。